



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

株 式 会 社 C K サ ン エ ツ  
代 表 取 締 役 社 長 釣 谷 宏 行  
(コード番号 5757 名証第二部)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 統 括 部 長 松 井 大 輔  
TEL (0766) 28-0025

## 当社取締役及び執行役員に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 11 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）及び執行役員（以下、総称して「取締役等」といいます。）に対し、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成 28 年 6 月 23 日開催予定の平成 27 年度定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(注) 当社は、本日付で別に公表しました「定款一部変更に関するお知らせ」に記載しましたとおり、本株主総会においてかかる定款変更議案をご承認いただけることを前提として、現行の監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

## 記

### 1. 本制度導入の目的

当社の取締役の報酬等は、固定報酬のみとなっておりますが、今般、これに加えて、中長期のインセンティブプランとして株式報酬制度を導入することとします。

本制度は、当社の中長期的な視野に立った経営を加速し、当社グループの業績向上と共に中長期的な企業価値の増大への貢献意識を高めることを狙いとして導入するものです。

具体的には、平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 33 年 3 月末日で終了する事業年度までの 5 年間（以下、「対象期間」といいます。）に在任する取締役等に対して、本制度を通じて、当社株式を原則として退任時に交付します。

本制度の導入は、本株主総会において承認決議を得ることを条件とします。

(注) 当社子会社においても、当社子会社の取締役を対象として、本制度と同様に信託を用いた新たな株式報酬制度の導入を予定しております。当社子会社における株式報酬制度の導入は、当社子会社各社の株主総会で決議、承認を受けることを条件といたします。

### 2. 本制度の概要

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出し信託することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、役位及び連結経常利益の達成率に応じて当社が取締役等に付与するポイント数に相当する株式を、本信託を通じて取締役等に交付する株式報酬制度です。

取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として退任時となります。

(注) 当社子会社の株式報酬制度においても、本信託を通じて当社株式の取得を行い、各社における当該制度の定めに従って当社子会社にてポイントを算出、付与し、本信託を通じて当社株式の交付を行う予定です。なお、当社子会社各社が自社の株式報酬制度の対象者に交付するのに必要な資金相当額については、各社が拠出し、当社があわせて信託します。

## (2) 各取締役等に付与されるポイントの算定方法

当社は、取締役会で定める株式交付規程に基づき、株式交付規程において別途定める日に、役位及び連結経常利益達成率に応じて算出される数のポイントを各取締役等に付与します。

ただし、当社が取締役等に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり61,500ポイント（うち、取締役分は58,500ポイント、当社子会社の株式報酬制度におけるポイントと合算して106,500ポイントを予定。）を上限とします。

## (3) 本信託に株式取得資金として拠出される金額の上限額

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役等に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に492百万円（うち、取締役分は468百万円。）を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役等に対する報酬として拠出し信託して、一定の要件を満たす取締役等を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

(注) 当社が実際に本信託に信託する金銭は、本制度により当社株式を取締役等に交付するのに必要な当社株式の取得資金（上記）のほか、当社子会社の株式報酬制度により当社株式をその対象者に交付するのに必要な当社株式の取得資金が含まれ、かかる当社株式の取得資金を合算した金額の上限額は852百万円を予定しています。さらに、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額を本信託に実際に信託することとなります。また、本信託の受益者には、当社子会社の株式報酬制度の対象者も含まれます。

また、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を5年毎に延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役等に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金492百万円（うち、取締役分は468百万円。）を上限とする金員を拠出して信託します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に前記（2）のポイント付与及び後記（4）の当社株式の交付を継続します。

なお、信託期間の延長に伴う追加信託は、当社子会社の株式報酬制度の継続のために当社子会社の拠出した資金により行うことがあります。

## (4) 各取締役等に対する当社株式の交付

各取締役等に交付すべき当社株式の数は、当該取締役等に付与されたポイント数に1.0（ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

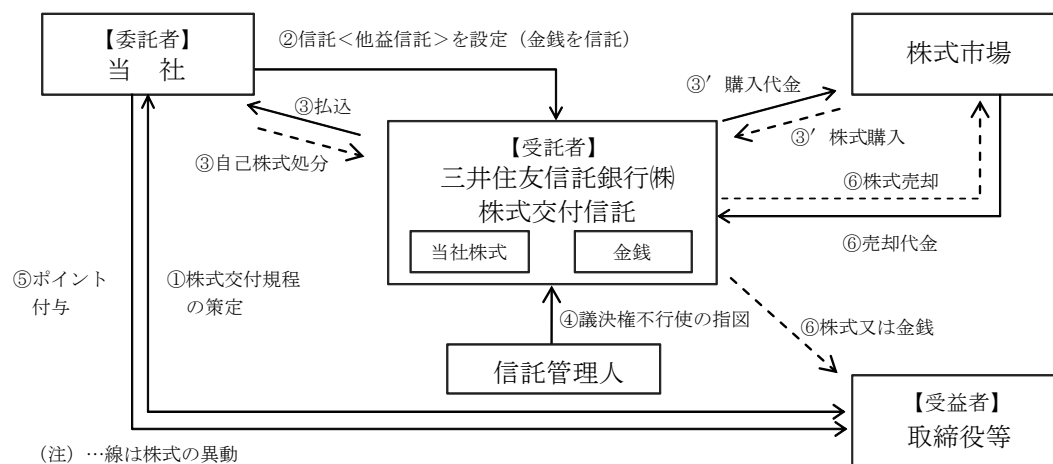
各取締役等に対する当社株式の交付は、各取締役等がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(注) 当社子会社の株式報酬制度においても、同様の手続き・条件にて本信託より交付が行われる予定です。

(5) 本信託の概要

- ① 名称：役員向け株式交付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社
- ④ 受益者：当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の一定の取締役のうち受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社及び当社子会社並びに当社及び当社子会社の役員と利害関係のない第三者を選定する予定であります
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 信託契約の締結日：平成 28 年 8 月 26 日（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 28 年 8 月 26 日（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成 28 年 8 月 26 日（予定）～平成 33 年 8 月末日（予定）

ア. 信託の仕組み（当社に関わる部分のみ抜粋しております。）



- ① 当社の取締役会は取締役等を対象とする株式交付規程を制定します。なお、当社子会社においても、同様に、各社において、株式報酬制度を実施するための規程を制定します。
- ② 当社は株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に対し、取締役等に交付するのに必要な当社株式の取得資金（ただし、当社の株主総会で承認を得た金額の範囲内の金額とします。）に相当する額と当社子会社の株式報酬制度の対象者に交付するのに必要な当社株式の取得資金（ただし、当社子会社各社の株主総会の承認を受けた金額合計額の範囲内の金額とします。）に相当する額をあわせた金額の金銭を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（株式市場から取得する方法又は自己株式の処分による方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社子会社並びに当社及び当社子会社の役員から独立している者とします。）を定めます。信託管理人は、本信託内の当社株式に係る議決権の行使については、信託期間を通じ、不行使の指図をします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役等に対しポイントを付与します。なお、当社子会社においても、同様に、各社において、各社の株式報酬制度に基づき、対象者にポイントを付与します。

- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、本信託の受益者として、付与済みポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を信託内で株式市場にて売却し、金銭を交付します。当社子会社の株式報酬制度の対象となる者についても同様に交付を行います。

#### イ. 信託の設定

当社及び当社子会社は、前記（４）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、当社が本信託にかかる信託契約を締結して各拠出額をあわせた金額を信託することにより当社が本信託を設定します。本信託は、後記エのとおり、当社が信託する資金を原資として、当社株式を取得します。

#### ウ. 信託期間

信託期間は、平成 28 年 8 月 26 日（予定）から平成 33 年 8 月末日（予定）までの約 5 年間とします。ただし、前記（３）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

#### エ. 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、前記（３）の株式取得資金の上限の範囲内で、株式市場からの取得又は当社からの自己株式処分による取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会でご承認いただいた後に当社の取締役会で決議し、開示します。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記（３）の本株主総会でご承認いただいた拠出金額の上限の範囲内で、当社が金銭を追加で拠出して本信託に追加信託し、当社株式を追加取得することがあります。当社子会社の株式報酬制度の対象者に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合についても同様です。

#### オ. 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社子会社並びに当社及び当社子会社の役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

#### カ. 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

#### キ. 信託終了時の取扱い

信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会の決議により消却することを予定しております。信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ信託契約に定めることにより、当社及び当社子会社並びに当社及び当社子会社の役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄附することを予定しております。

以 上